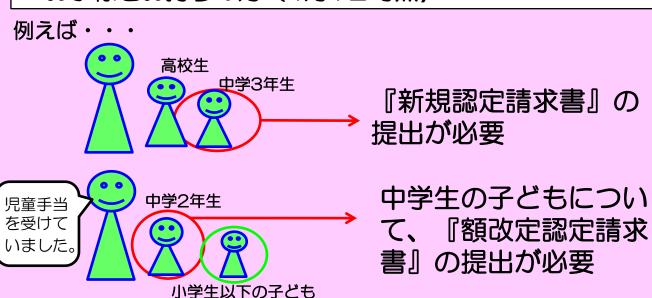
## 平成22年9月30日までに申請が必要な方について

〇新たに子ども手当の対象となる中学2年生、3年生の お子様をお持ちの方(4月1日時点)



〇児童手当を受けていなかった方で新たに子ども手当の 対象となるお子様をお持ち方(4月1日時点)





※平成22年4月1日以降に出生や、他の市町村への転居があった方については、上記の対象とはならず、申請の翌月からの支給となります。

## 子ども手当の申請が必要ない方

